

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者  
ヒアリング（90）」

2. 日時：令和2年11月5日（木）16時00分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任  
安全審査官、中村主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、  
磯田係員

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 部長 他9名  
（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下、「電源開発」という。）から、平成26年12  
月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、  
敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。

- ①仮想的な隆起域の「仮想的な」の意味合いについて
- ②「相対的に隆起が速い領域」に該当する範囲について
- ③不明瞭な傾動の「不明瞭な」の意味合いについて
- ④第四系下面等深線と現在の等深線との整合について
- ⑤D層の分布域に注目する意味合いについて
- ⑥易国間沖の中新統上面の谷状構造について
- ⑦「隆起再現断層の想定領域」の意味合いと用語の定義の記載について
- ⑧大間付近と赤川付近の高重力異常域の関係について

(3) 電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ①F-14断層を起点とする仮想的な活断層を想定するにあたり、東西約60km

に渡る広域的で緩やかな地殻変動のうち、陸域の隆起速度が 0.15～0.20m/ky を超える領域を仮想的な活断層による隆起と考え、この領域を「仮想的な隆起域」と呼称している。

- ②これまで「累積的な変位」と見なす隆起域を「相対的に隆起が速い領域」と呼称していたが、本資料以降は「大間付近の隆起域」と呼称することとした。なお、「相対的に隆起が速い領域」は、図面中に領域として示していないが、陸域の赤川付近にもある。
- ③赤川～二枚橋の沖合では、B1 層（上部更新統）の堆積層厚は薄いため、音波探査断面からその内部構造を鮮明に読み取れないことから、「不明瞭な傾動」と表記した。
- ④第四系下面等深線と現在の等深線とは、尾根部、谷部の傾向についてはほぼ同様である。
- ⑤一般に、地表面あるいは海底に下位の堆積岩層が分布する領域は隆起域として認められるが、下北半島西部の鮮新統は陸域のカルデラ火山起源の火山噴出物が主体であり、沿岸部において堆積時から陸海に連続して分布する。そこで、大局的な堆積構造において、D 層（鮮新統）露出域が、更新世以降の隆起により形成されたと仮定したため、D 層の分布域に着目して隆起との関係を整理した。
- ⑥平面図では尾根部にも見えるが、音波探査断面図から当該箇所は明瞭に谷部と識別できる。
- ⑦これまで F-14 断層を起点とした隆起再現断層の根拠となり得る構造の分布域を「隆起出現断層の可能性のある領域」と呼称していたが、本資料では「隆起再現断層の想定領域」と呼称変更している。資料の冒頭に用語の定義と変更した旨の注記を記載する。
- ⑧大間付近と赤川付近の隆起域の中心は、それぞれ高重力異常域の分布域と対応しているように見えるが、隆起特性や地質諸特性から推定される隆起域の分布域とは、必ずしも整合していない。なお、易国間沖に分布する低重力異常域は、2つの高重力異常域に挟まれていることにより、相対的に低重力異常域となっているものと解釈している。

## 6. 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造（コメント回答 その11）
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造（コメント回

答 その 1 1 ) ( 補足説明資料 )